

随意契約（業者選定）理由書

担 当 課	住宅水道課	
契 約 案 件 名	一里壇大添線石綿管布設替工事	
案 件 の 概 要	本工事は、国道 6 号付近の既設配水管の石綿管を更新する工事である。	
履 行 期 間	令和 8 年 6 月 22 日から令和 8 年 12 月 25 日限り	
契 約 日	令和 8 年 6 月 22 日	
契 約 金 額	11,733,700 円	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	小野田配水管工事第 3 期（以下「当初工事」という。）の施工中、国道 6 号付近の既設配水管が石綿管であることが判明した。既設配水管は今後も継続使用する必要があり、当初工事で行う国道 6 号新設配水管との接続が発生するところ、設計図書等では確認されていなかった老朽化した既設石綿管に破損が生じた場合の漏水による危険性等から、専門的な知見に基づき迅速かつ安全に撤去・布設替を行う必要がある。また、本件工事対象の管路に断水等が発生した場合には、幾世橋、北幾世橋、棚塩、請戸、高瀬地区という広範囲に影響がある事、国道 6 号付近の施工となる事から施工調整が必須となる。 現在当初工事を施工中の事業者は、本件工事対象区間の試掘・周辺の埋設状況を把握しており、他の事業者が参入する際に生じる現状確認のロスや発注準備等を省くことができ、迅速かつ確実な対策を講じることができ、また、当初工事及び本件工事は、同一箇所での施工となるところ、埋戻し・路面復旧等の重複作業を回避できることで、事業費の削減や工期短縮を図れる。 このため、当初工事を受注している同社と随意契約とした。	
根 拠 法 令 該 当 条 項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号	
契 約 の 相 手 方	商号・名称	株式会社クボタ東北支店
	所 在 地	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目 6 番 1 号